

スポーツ振興課における豊中市後援名義使用承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツを推進するための事業について、スポーツ振興課における後援名義使用承認事務を円滑に行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、豊中市が、団体が主催する事業（スポーツ振興課が所掌する事務に係る事業に限る。）に対して、団体の申込みに基づき、金銭的支出を伴わず「豊中市」の名義の使用を承認することにより、事業の趣旨に賛同し奨励の意を表すことをいう。

(申込み)

第3条 後援の名義を使用しようとする者は、後援名義使用承認申込書（様式第1号）及び事業予算書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 実施要項等
- (2) 主催者の定款、規約又は会則など主催者の存在及び活動実績を明らかにする書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(承認基準)

第4条 スポーツ振興課が後援名義の使用を承認することのできる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、第6号のみ該当しない場合において、市長が特に必要と認めるときは、承認することができる。

- (1) 公共性・公益性が高く、スポーツの推進を目的とするものであること。
- (2) 不特定多数の市民の参加を呼びかけるものであること。
- (3) 公序良俗に反しないものであること。
- (4) 特定の政治団体若しくは宗教団体が主催する事業でないこと。
- (5) 選挙、政治的又は宗教的活動を伴わないこと。
- (6) 興行又は営利を目的としないこと。
- (7) 後援名義を、寄付、援助又は参加等の直接的手段に利用しないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になる又はそのおそれがあると認められるものではないこと。
- (9) その他、市長が特に不適当と認めたものでないこと。

(承認等)

第5条 市長は、第3条による申込みがあったとき、その内容を審査し前条の基準を満たすときは、後援名義使用承認通知書（様式第3号）により必要な条件を付して承認する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、承認を行わないと決定したとき、その旨を後援名義

使用不承認通知書（様式第4号）により、申込者に通知するものとする。

（使用期間）

第6条 後援名義の使用期間は、承認した日から当該事業終了日までとする。

（報告）

第7条 後援名義の使用承認を受けたものは、事業終了後1か月以内に、後援名義使用承認事業実施報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、市長が特に要しないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 開催要項
- (2) 事業の収支決算書
- (3) 後援名義を使用した印刷物等

（承認の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、後援名義使用承認取消通知書（様式第6号）によりその承認を取り消すものとする。

- (1) 第3条の規定による申し込みの内容が虚偽の場合
- (2) 第5条に規定する後援名義の使用承認に付された条件に違反した場合
- (3) その他市長が著しく不適切と判断した場合

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、市長が別に定める。

・附則

この要綱は、平成30年（2018年）4月1日から実施する。